

お客様各位

お客様参加条件と日本出入国手続きのご案内

この度は、阪急交通社の海外旅行にお申し込みを賜り誠にありがとうございます。

出発日のツアー受付の際に、お客様のご旅行参加に必要な証明書等の確認をさせていただきます。

皆様にはお手数をおかけしますが、ツアー参加条件をご確認いただき、当日お忘れなくご持参いただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。検疫、防疫当局の指示により、参加条件や証明書等が追加、変更される場合は別途ご案内申し上げます。

■ ツアー参加条件

次に申し上げる内容を確認させていただきます。

- ① 出発日の前日から数えて 10 日前にあたる日から出発当日までの間に新型コロナウイルス感染症罹患またはその恐れが無いこと。

(1) 出発日の前日から数えて 10 日前以内のコロナウイルス感染症罹患またはその恐れについて

- 出発日の前日から数えて 10 日前以内に、新型コロナウイルスに罹患された場合および、次の①～⑥の症状があった場合は、ツアーにご参加いただけません。

- | | | |
|----------------|-------------------|------------|
| ① 発熱（37.5 度以上） | ③ のどの痛み | ⑤ 倦怠感 |
| ② せき | ④ 息苦しさ（呼吸困難・胸の痛み） | ⑥ 味覚・嗅覚の異常 |

- 濃厚接触者に指定された場合は、自宅等での待機期間に加えて、待機期間終了後も検温などの体調確認および感染した場合の重症化リスクが高い方との接触や会食などの自粛をもとめられる期間が終了していれば、旅行に参加いただけます。

出発日の前日から数えて 10 日前以内に該当する事態が発生した場合は、当社までご連絡ください。

(2) 出発日当日の健康状態ならびに参加条件の確認について

次に申し上げる①、②の内容を受付時に確認させていただきます。

確認できない場合は、ツアーにご参加いただけませんので、必ずご持参くださいますようお願いいたします。

- ① 受付時に検温にご協力いただくとともに、健康状態をお伺いさせていただきます。

- 体温が 37.5 度以上である場合および、前項①～⑥の症状のお申し出があった場合はツアーにご参加いただけません。
- 体温が 37.5 度未満であっても、他のお客様が不安に感じるような咳き込み等、感染症罹患を疑わせる明らかな他覚症状がある場合は、弊社の判断で旅行参加をお断り申し上げる場合がございます。

- ② ② 旅行先の国・地域等が求める証明書、登録書等

お客様のご旅行で訪問する国・地域では入国・入境に必要な証明書、登録書等はございません。

当局の指示により、必要な条件が追加された場合は、別途ご案内申し上げますので最新の案内に従ってご準備ください。

なお、このご案内はご旅行先の国・地域の入国・入境許可や航空会社等の搭乗許可を保証するものではありません。

(3) ツアー参加前後を含む、感染防止対策に協力いただきます

ご旅行出発の 14 日前からは密な環境を避けるなど、感染症防止対策を徹底していただきますよう、お願いいたします。ご旅行中に添乗員、ガイド、利用機関係員等から感染防止に伴う指示があった際はその指示に従っていただきます。全般的な感染予防対策とお客様へのお願い事項につきましては下記の当社ウェブサイトをご参照ください。



- 新型コロナウイルス感染防止対策とお客様へのお願い
https://www.hankyu-travel.com/kaigai/saikai_info/

- ◎ ご出発までに自治体等の接種案内に従った規程回数の予防接種を完了されることをお勧めします。

(4) ツアー参加条件を満たせなかった場合について

参加条件を満たせなかったお客様および同居されている同行のお客様はツアーにご参加いただけません。

お客様に起因する事由による取消となり、取消料の対象となります。

なお、次の①、②をご提示いただいた場合は取消料を収受しません。

- ① 出発日の前日から数えて 10 日前にあたる日から出発当日までの間に、新型コロナウイルスに罹患または陽性判定を受けられた場合で、診断書、陽性を示す証明書等を添えて取消料免除の申請をいただいた場合。
- ② 濃厚接触者等に指定され、自宅等での待機期間に加えて、待機期間終了後も検温などの体調確認および感染した場合の重症化リスクが高い方との接触や会食などの自粛をもとめられる期間が出発日に及ぶ場合で、その内容を示す保健、衛生当局からの通知、メール内容、アプリ通知画面等を添えて取消料免除の申請をいただいた場合。

◎ いずれの場合も集合場所までの交通費や前泊等の費用はお客様のご負担となりますのでご了承ください。

■ 滞在中に新型コロナウイルス感染症を発症または陽性判定を受けた場合

ご旅行先の国・地域では、入国・入境条件としてワクチン接種回数や陰性証明などの条件を設けておりませんが、滞在中に発症、陽性判定を受けた場合は、医療機関や保健当局から療養、待機を指示される場合がございます。

■ご出発直前の PCR／抗原定量検査による陰性確認を強くお勧めします

新型コロナウイルス感染症の特性により無症状であっても感染していることがあり、ご旅行中に検査が必要となった場合、陽性と判定される恐れがあります。

また、出発前に感染されていた場合、回復後もしばらくの間は検査結果が陽性となる恐れがあります。

旅行中に発症してしまうリスクを避けるとともに、無症状であっても旅行中の検査で陽性判定を受けた場合、予定通りに帰国できなくなる恐れがありますので、ご出発直前（ご出発の3日前以後を目安）に陰性確認検査を受けることを強くお勧めいたします。

■外務省海外安全情報をご確認ください ～たびレジのご登録をお勧めします～

ご旅行先の国・地域の最新の安全情報を外務省海外安全ホームページでご確認ください。

たびレジにご登録いただきますとご旅行先を管轄する大使館、領事館が発信する臨時情報を受け取ることが可能です。



●外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>



●たびレジ登録ページ

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

■海外旅行保険加入を強くお勧めします

ご旅行中に新型コロナウイルス感染症を発症または、陽性判定を受けた場合、ご旅行先の保健当局の指示よりツアーを離れて隔離入院や施設待機を強制される場合があります。また、一般的に海外では医療費が高額となるケースが多いことや、ツアーを離れた後の滞在費用、帰国のための航空運賃等も必要となる等、高額な自己負担が発生する恐れがありますので、新型コロナウイルス感染症治療費用や隔離費用、ツアー離団後の帰国費用をカバーする海外旅行保険への加入を強くお勧めいたします。（クレジットカード付帯保険を利用される場合は補償内容をご確認ください）

阪急交通社がお勧めする保険商品につきましては、同封のパンフレットをご参照ください。

◎ご旅行先の国・地域等が海外旅行保険加入を条件としている場合は、条件を満たす保険に加入いただく必要がございます。後出の『ご旅行先の国・地域の出入国に関する重要なお知らせ』をご参照ください。

■ワクチン接種証明書の携行をお勧めします

ワクチン接種回数が2回以下のお客様におかれましても、自治体発行のワクチン接種証明書（海外用）または、デジタル庁発行のデジタルワクチンパスポート（海外用）を携行されることをお勧めいたします。

ご旅行先の入国・入境条件でワクチン接種証明書の携行を求められていない場合におきましても、航空機の緊急着陸や乗継空港にて、天候不良や機材故障などにより、予定外の入国・入境を迫られた場合に必要となる恐れがあることに加えて、万が一旅行中に医療機関を受診される場合にもワクチン接種証明書がございましたら、接種履歴の証明に役立ちます。

■ご帰国時の手続き簡略化に必要なスマートフォンの携行、ウェブサイトのご案内 ～日本出国前にあらかじめアカウントを作成し帰国の予定を登録しておくことをお勧めします～

ご帰国時の手続きに必要な事項の事前登録、審査をウェブで行うことができるサービスである、

デジタル庁の Visit Japan Web（ビジットジャパンウェブ） サービスをご案内いたします。

このサービスでは、検疫手続きの事前登録に加え、出入国手続き（外国籍の方のみ）および、税関手続きの事前登録も可能となり、ご利用いただくことで、ご帰国時の手続きが簡略化されます。

なお、厚生労働省検疫所では、ご帰国時の検疫所混雑緩和のため、Visit Japan Web を利用し、検疫手続きの一部を日本に入国する前に済ませることができるファストトラックの利用を推奨しています。

■ご利用いただける空港（成田空港／羽田空港／関西空港／中部空港／福岡空港／新千歳空港／那覇空港）

※次ページ「3-①」の検疫事前手続（ファストトラック）は全ての空港でご利用いただけます。



●デジタル庁 Visit Japan Web サービス案内

<https://vjw-lp.digital.go.jp/>



●デジタル庁 Visit Japan Web マニュアル

https://www.vjw.digital.go.jp/manual/main/visitjapanweb_manual_ja.pdf

◎ Visit Japan Web の操作、必要事項の登録はご自身で行っていただく必要がございます。

（機微な個人情報を含むため、添乗員、ガイド等は操作や登録のお手伝いを行うことはできません）

（1）デジタル庁 Visit Japan Web アカウントの作成、利用者情報の登録

①始めて利用される場合は、デジタル庁 Visit Japan Web サイトにてアカウントを作成して、ログインし、利用者情報を登録します。アカウントの作成には、メールアドレスが必要となります。

②アカウントの作成が完了後、ログインして、利用者情報を登録します。
同伴されるご家族の情報も一緒に登録可能です。



●デジタル庁 Visit Japan Web ログイン（初回の場合は新規アカウント作成）ページ

<https://www.vjw.digital.go.jp/>

(2) ご帰国スケジュールの登録

ホーム画面内の「入国・帰国の予定を登録」欄にあります、「新規登録」をクリックまたはタップして、入力ページへ進み、ご帰国スケジュールを登録します。ご帰国スケジュールは最大 5 件まで登録可能で、5 件を超える場合は、「日本への到着予定日」が古い予定から削除されます。同伴されるご家族のスケジュールを登録される場合は、利用者情報登録済みの同伴されるご家族をリストから選択しスケジュールを登録します。

◎ご帰国スケジュールの登録は日本を出国する前にお済ませいただくことをお勧めします。

(3) 必要な手続きの情報登録

デジタル庁 Visit Japan Web では、次の 3 つのご帰国手続きの事前登録が可能です。

- ①検疫（ファストトラック）
- ②入国審査（外国人入国記録）※日本国籍の方と、再入国される外国籍の方は登録不要です。
- ③税関申告（携帯品・別送品申告）

(3) -①-1 ご帰国時の検疫手続きについて

日本に帰国（入国）される方は、国籍に係わらず、検疫所に次の手続きを行う必要があります。

- (1) 質問票の提出
- (2) ワクチン接種証明書の提示
- (3) 検査証明書の提出（ワクチン接種済回数 3 回以上の接種証明書を所持している場合は免除）

(3) -①-2 ファストトラックのご案内

検疫所はご帰国、入国時の検疫手続混雑緩和のため、デジタル庁 Visit Japan Web 上で空港での検疫手続きの一部を日本に入国する前に済ませることができるファストトラックの利用を推奨しています。

*お子様など、同伴されるご家族として利用者登録されている方の情報も申請可能です。

(3) -①-3 ファストトラックの利用方法

- Step.1 : デジタル庁 Visit Japan Web の「検疫手続き（ファストトラック）」ボタンをクリックまたはタップして、必要事項、必要書類の登録を開始します。
- Step.2 : 日本到着時刻の 6 時間前までに必要事項、証明書類を登録します。（登録中の画面は赤色です）
- Step.3 : 登録した内容が審査され、確認結果により画面の色が変わります。

赤色	黄色	青色
登録未完了または、不備がある場合	審査中または、検査証明書または、ワクチン接種証明書のいずれかを空港で提示	審査完了

- Step.4 : 日本入国時、検疫官に Visit Japan Web の検疫の QR コードの画面を提示します。
 - 画面が青色の場合は、QR コードの画面を提示するだけで手続きが完了します。
 - 画面が黄色の場合は、QR コードの画面と検査証明書を提示します。
 - スマートフォンをお待ちでない等のやむを得ない場合は、QR コードの画面を印刷した紙を提示してください。



- 厚生労働省 入国者健康確認センター：ファストトラック利用マニュアルサイト
<https://teachme.jp/111284/manuals/18724974>

(3) -①-4 質問票の提出

- ワクチン接種済み回数、ご旅行先の出国・出境前検査の有無を問わず、全ての方に提出が求められます。
- ◎「ファストトラック」に直接回答を登録いただくことにより、質問票の QR コード画像を掲示する必要はありません。
- ◎「ファストトラック」を利用しない場合は、下記ウェブサイトにて、パソコンまたはスマートフォンを使用して入力後、最後に表示される QR コード画面を保存または印刷し、検疫時に提示します。



- 厚生労働省：質問票入力ウェブサイト（パソコン・スマートフォン対応）
<https://arqs-qa.followup.mhlw.go.jp>

(3) -①-5 ワクチン接種証明書（3 回以上接種完了のもの）の提示

- 次ページ（3）-①-6 のご旅行先の出国・出境前検査証明書提示の免除を受けるには、ワクチン接種証明書（3 回以上接種完了のもの）の提示が必要です。
- ◎ワクチン接種証明書（3 回以上接種完了のもの）は次ページ（3）-①-5 の①から②または③の条件を満たすものに限り有効です。
- ◎「ファストトラック」を利用する場合は、デジタル庁 Visit Japan Web を使用して直接必要事項と証明書の画像ファイル（紙の接種証明書の写真、デジタルワクチンパスポートの証明画面）を登録し、事前審査を受けることができます。
- ◎「ファストトラック」を利用しない場合は、ワクチン接種証明書（3 回以上接種完了のもの）を検疫に提示してください。

(3) -①-5 ワクチン接種証明書(3回接種完了のもの)の提示(続き)

①

政府等公的な機関で発行された接種証明書であること。

- 地方公共団体発行の「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書」 （海外渡航用）
- デジタル庁発行のデジタルワクチンパスポート （海外渡航用）
- 地方公共団体発行の「新型コロナウイルス感染症予防接種済証」
- 医療機関等発行の「新型コロナワクチン接種記録書」
- 外国政府など公的な機関で発行された証明書（③参照）
- その他同等の証明書と認められるもの

※接種年齢要件により、3回目接種を受けていない 18 歳未満の子供については、有効な接種証明書を所持する保護者が同伴し、行動管理を行っている場合に限り、保護者と同様の待機期間の緩和（免除）が認められます。

※接種回数が2回以下の場合、「ファストトラック」のご登録時に、ワクチン接種証明書を「無」と登録します。

②

日本政府が認めているワクチンおよび接種回数（WHO 新型コロナワクチン緊急使用リストに掲載されているワクチン）

ワクチン名	接種回数			メーカー名 / 備考
	1	2	3	
コナチン筋注	○	○	○	ファイザー社（復星医薬製、ビオンテック社製も可）
コナチン RTU 筋注	○	○	○	モデルナ社
スパイクバックス筋注	○	○	○	アストラゼネカ社
バキセプリア筋注	○	○	○	インド血清研究所
コビシールド筋注	○	○	○	ヤンセン社（1 回の接種をもって 2 回分相当とみなします）
ジェコビデン筋注	○	○	○	バーラト・バイオテック社
コバックス筋注	○	○	○	ノババックス社
コボバックス筋注	○	○	○	インド血清研究所
Covilo VVIVP-ClrV	○	○	○	シノファーム・北京生物製品研究所
コロナバック	○	○	○	シノバック社
コンビディシア	○	○	○	カンシノ・バイオロジクス（1 回の接種をもって 2 回分相当とみなします）

※各接種回で異なる種類のワクチンを接種した場合も有効と認めます。

③

外国で発行された証明書については、（1）から（3）の全ての条件を満たしていること。

（1）以下の事項が日本語または英語で記載されていること

- 氏名 ● 生年月日 ● ワクチン名またはメーカー名 ● ワクチン接種日 ● ワクチン接種回数

※生年月日の代わりに、パスポート番号等、本人を特定するための事項が記載されており、パスポート等と照合して本人の接種記録であることが確認できる場合は有効とみなします。

※接種証明書が日本語または英語以外の言語で記載されている場合、接種証明書の翻訳（日本語または英語）が添付され、記載内容が判別できれば有効と見なします。

（2）世界保健機関（WHO）の新型コロナワクチン緊急使用リストに記載されたいずれかのワクチンを3回接種したことが分かること。（ジェコビデン筋注およびコンビディシアの場合は初回接種に限り1回の接種をもって2回分相当とみなします。）

（3）政府等公的な機関で発行されたワクチン接種証明書であること。

(3) -①-6 ご旅行先出国・出境前検査証明書の提出(ワクチン接種完了回数が2回以下の方のみ)

- ワクチン接種完了回数が2回以下のお客様および、3回以上の接種証明を提示できないお客様は、ご旅行先の国・地域を出国・出境前72時間以内に採取した検体による陰性を示す検査証明書の提出が必要です。
- (短期滞在の場合、旅行先を出国・出境72時間前に採取した検体による検査であれば、日本国内での検査も有効です)
- ◎ 厚生労働省が定めた検体採取方法、検査方法などの記載内容が網羅された検査証明書のみ有効となります。
 - ◎ 「ファストトラック」を利用する場合は、デジタル庁 Visit Japan Web を使用して事前に電子登録します。
 - ◎ ご参加いただくツアーでは、当社がご案内する医療機関または検査機関にて検査を受けていただき、条件を満たした検査証明書を発行いたします。
 - ◎ ご自身で検査を受けられる場合は、下記の厚生労働省ウェブサイトにて必要条件を確認してください。



● 厚生労働省ウェブサイト：出国前検査証明書(パソコン・スマートフォン対応)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

(3) -② 入国審査(外国人入国記録)

外国籍の方は、デジタル庁 Visit Japan Web を利用して入国審査事項の事前登録をご利用いただけます。

◎ 日本国籍のかたは登録不要です。日本国旅券用入国審査ブースまたは、自動入国ゲートをご利用いただけます。

(3) -③ 税関申告(携帯品・別送品申告)

免税、課税および別送品申告の有無にかかわらず、全ての方に申告が必要となります。

デジタル庁 Visit Japan Web を利用して入国審査事項の事前登録をご利用いただけます。

■ ご帰国・入国時の検査と自宅待機期間のご案内

ご帰国、入国時に、感染症罹患を疑わせる症状が無い方につきましては、入国時の検査は実施されず、入国後の自宅または宿泊施設での待機は要請されません。

検査に際して、発熱など、感染症罹患を疑わせる症状や体調不良を感じられた場合は、検疫官へお申し出ください。

■ ご旅行終了日の翌日から数えて7日以内に新型コロナウイルスに感染された場合は当社までご連絡ください